

第 8 回草津市農業委員会総会  
会 議 録

平成 30 年 2 月 13 日

第 8 回 草津市農業委員会総会 会議録

開会 平成30年2月13日（火） 午後1時30分～

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報第 5 号  
農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）
- 第 3 報第 6 号  
農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について（報告）
- 第 4 報第 7 号  
農地変更届出について（報告）
- 第 5 議第 4 号  
農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に関する質疑、採決
- 第 6 議第 5 号  
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
提案説明、案件に関する質疑、採決
- 第 7 議第 6 号  
農用地利用集積計画（案）【農地中間管理権】の決定につき、議決を  
求めることについて提案説明、案件に関する質疑、採決
- 第 8 議第 7 号  
農用地利用配分計画（案）【農地中間管理事業】の決定につき、意見を  
求めることについて提案説明、案件に関する質疑、採決

## 農業委員

### 1. 会議に出席した委員

1 番	鈎 孝幸	2 番	中村 繁樹	3 番	福井 義隆
4 番	松井 保男	5 番	中島 由富	6 番	久保 昇
7 番	山本 英裕			9 番	井上 忠彦
10 番	本間 道明	11 番	杉江 善博	12 番	中西 真由巳
13 番	小川 雅嗣	14 番	堀 裕子		

### 2. 会議に欠席した委員

8 番 山元 幸夫

## 農地利用最適化推進委員

### 会議に出席した委員

3 番 中嶋 仁一

### 3. 会議に出席した職員

事務局長 村井 治夫 参事 舟木 朋宏

## 農林水産課

課長 岡田 芳治 主査 三浦 絵美

事務局長 定刻となりましたので、ただいまから農業委員会総会を開催いたします。  
本日、8番の山元委員が欠席されておられます。また、6番 久保委員は急用ということですが、間もなくお見えになると思います。農業委員14名中久保委員を含めまして13名出席いただいておりますので、総会は成立しておりますことを御報告します。

また、推進委員は10名中 1名に出席いただいております。

傍聴の方はおられません。

なお、議案説明については、個人情報に関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

また、委員の皆様が御説明いただくときも同様にお願いします。

それでは、農業委員会憲章の唱和をお願いします。

( 農業委員会憲章の唱和 )

事務局長 ありがとうございます。

それでは、会長よろしく願いいたします。

会長 本日は御多忙の中、またお寒い中2月の定例会にお越しいただきまして誠にありがとうございます。日頃は農業委員活動に御協力、御理解をいただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、今年は異常気象ということで、近年にない最強の寒気団が日本列島にいて、身を刺すような寒い日が続いております。特に北陸3県では大雪で人々の生活に支障をきたす状況です。今しばらくこの寒さが続くと思います。

草津市では幸いそういった被害は出ていませんが、皆さまには寒さ対策には十分気を付けて御活躍いただきたいと思います。

会長 それではただいまから、第8回 草津市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布いたしておきましたとおりでありますので、これを御了承願います。

それでは、これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、

議席番号 2 番 中村 繁樹 委員

議席番号 14 番 堀 裕子 委員

以上の兩人を指名いたします。

次に、日程第2 報第5号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について」を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局

それでは、報告第5号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の自己使用目的に伴う転用です。今月の届出は2件です。議案書の2ページでございます。

はじめに、番号1番は、届出人が共同住宅を建てるため、届出人が所有する草津一丁目地先の畑（2筆）、630㎡を転用されようとするものです。

計画では、擁壁・コンクリートブロックで周辺を囲み、敷地内は盛土整地後にアスファルト舗装を施し、敷地内側溝を介して市道側溝側に敷地内の雨水を放流するものであります。

なお、敷地周囲は、宅地、道路であり、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

次に、番号2番は、届出人が南草津プリムタウン土地区画整理事業に伴う造成工事にあたり、南笠町地先の田（254筆）、227,979.02㎡、畑（5筆）、2,202㎡、合計（259筆）、230,181.02㎡を一時転用されようとするものです。

各農地については、計画されている事業により仮換地指定が行われ、区画内の農地は使用収益が停止されており、このことから届出人が一括管理されておられます。

また、土地の条件付き所有権移転仮登記の権利者からも届出に関して承諾を得ておられます。

工事でございますが、街区割り、街路、水路、上下水道等のライフラインの整備が複数年にわたり進められます。

雨水排水は、工事中は自然浸透ならびに土砂流出等の被害が生じないように、既設水路等に放流されます。

また、敷地周辺には、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

最後に、これらの届出については、市街化区域内にあることから、農地法第4条1項7号により届出を出されたものであり、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の（2）の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ないものとし、番号1番につきましては1月8日付け、番号2番につきましては2月9日付けで専決規定に基づき、局長専決により受理しております。以上でございます。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

( 質問・意見なし )

会長 発言が無いようですので、報告第5号の報告を終わります。  
次に、日程第3 報第6号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 それでは、報告第6号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借ならびに使用貸借等の権利移転等に伴う転用です。今月の届出は1件です。議案書は3ページでございます。

番号1番は、譲受人が譲渡人の所有する野路七丁目地先の田（1筆）413㎡を店舗敷地の造成のため、売買により取得し転用されようとするものです。

譲受人は土木建築工事および宅地造成、不動産売買業などを営んでおり、市街化区域の中で店舗建設用地を探していたところ、このたび当該農地を譲り受けできることになり、届出に至りました。

計画では、敷地境界の北、東、西側の3方は道路、水路、道路側溝に囲まれており、敷地内のアスファルト舗装のみであり、敷地の雨水は北側の既設水路に傾斜をもたせて放流するものであります。

なお、敷地周囲は、道路、水路、道路側溝であり、隣地承諾を得なければならぬ農地はございません。

最後に、これらの届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ないことから、番号1番は1月24日付けで専決規定に基づき局長専決により受理しております。以上でございます。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

( 質問・意見なし )

会長 発言が無いようですので、報告第6号の報告を終わります。  
次に、日程第4 報告第7号「農地変更届出について」を議題とし、事務局から報告事項の朗読と説明を願います。

事務局

報告第7号 農地変更届出について説明いたします。

この届出は田から畑へ、地目を変更されようとするものです。今月の農地地目変更届出は1件です。議案書の4ページを御覧ください。

番号1番は、届出人が青地町地先の田、1筆、104㎡を田から畑へ変更されようとするものです。

現地は、平成11年に相続で農地を取得されましたが、平成4年ごろに先代が耕土を入れて畑として耕作されており、農地地目変更の手続きがなされないまま現在に至っております。

今後も引き続き、自家用野菜の栽培、果樹畑として耕作されるとのことで

届出地の周囲は、道路、宅地であり、隣接承諾を得なければならない農地はありません。

農地地目変更届出について、添付書類等も確認いたしましたが、不備等なく受理いたしましたので、御報告いたします。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

●番  
●●

田から畑になるのですが、こういう場合用水の決済金は発生するのですか。

事務局

届出の際に、決済金の受付をしたという書類を提出いただいております。決済金の手続きはしていただいております。

会長

他にございませんか。

( 質問・意見なし )

会長

発言が無いようですので、報告第7号の報告を終わります。

次に、日程第5 議第4号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局

農地法第3条第1項の規定による許可について、この申請は農地の権利移動にかかる申請です。今月の3条の許可申請は2件です。議案書5ページを御覧ください。

番号1番は、譲受人は譲渡人が所有する南笠町地先の田、1筆、906㎡を売買にて取得されようとするものであります。

譲渡人は、廃農の意思から、当該農地を譲渡そうと考えていたところ、営農の規模を拡大しようとして検討されておられます譲受人との間で売買により権利移転の話が進みましたことからこのたびの申請に至りました。

今後、譲受人は、米を栽培される計画とのことです。

譲受人の耕作面積は10,522㎡でありますので、下限面積の要件を満たしております。

次に、農地法第3条第2項各号についてですが、1号の全部効率化要件については、現在の所有する農地についても耕作されておられ、取得後においても耕作を行うことができると認められます。

次に2号の法人要件および3号の信託要件については、個人のため該当いたしません。

4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

7号の地域調和要件については、従来から地元農業団体にも加入し、地域の調和に支障を生ずる恐れがないと認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしております。

次に番号2番は、譲受人は譲渡人が所有する長束町地先の田、1筆、347㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲渡人は、自らの経営規模を縮小し、当該農地を譲渡したいと考えていたところ、譲受人が当該農地を耕作したいとの意向から、売買により権利移転の話が進みましたことから、このたびの申請に至りました。

今後、譲受人は、米、麦を栽培される計画であります。

なお、耕作面積は8,555㎡であり、下限面積の要件を満たしておられます。

次に、農地法第3条第2項各号についてですが、1号の全部効率化要件については、現在の所有する農地についても耕作されておられ、取得後においても耕作を行うことができると認められます。

2号の法人要件および3号の信託要件については、個人のため該当いたしません。

4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

7号の地域調和要件については、従来から地元農業団体にも加入し、地域の調和に支障を生ずる恐れがないと認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしております。



会長

以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

番号1番の案件につきましては、私から説明いたします。

議案書に記載されている、譲渡人、譲受人は御兄弟でして、従前から譲受人が耕作をされておりました。譲渡人は今後農業をしないということで、譲受人（兄）がなさるといことになりまして、結果的には売買ということで成立しました。何も問題ないと思いますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

番号2番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員をお願いします。

●番  
●●

2番の案件につきましては、長束町の守山市側、ほ場整備の一角にあります。譲渡人が経営規模を縮小するというので、片や譲受人は経営面積が1町歩近くあるということで、経営規模を拡大したいということで、今回まともりました。

書類および現地を確認したところ、何ら問題ありませんので、よろしく御審議のほどお願いします。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

( 質問・意見なし )

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております本案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

( 挙手全員 )

会長

挙手全員であります。

よって、議第4号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第6 議第5号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局

農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借ならびに使用貸借等の権利移転等に伴う転用です。今月の申請は6件です。議案書の6ページを御覧ください。

はじめに、番号1番は、譲受人が、譲渡人所有の青地町地先の田、1筆、1, 113 m<sup>2</sup>に露天駐車場を整備するために売買にて譲受し、転用されようとするものです。

譲受人は、現在、馬場工業団地内で自動機設計製作を展開されておりますが、そこからの移転ということで、平成29年8月第2回の総会で農地法第5条許可申請の承認を得たところであり、今回は施設用地の隣地を所有することができたため今回の申請に至ったものであります。

敷地には37台分の駐車場が計画されており、隣地の宅地境界にはL型擁壁、アスファルト舗装、敷地内側溝が整備されます。

雨水排水については、敷地内側溝へ放流されます。

申請地の周囲は、宅地、田であり、農地の所有者からは隣地承諾を得ておられます。

立地基準による判断については、申請地は農業振興地域の白地であり農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で市街化が見込まれることから第2種農地と判断されます。

また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

また、一般基準については、事業にかかる見積書と金融機関からの融資予定証明書の提出があり、事業の目的が果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

次に番号2は、譲受人が、譲渡人所有の青地町地先の田165 m<sup>2</sup>を売買にて取得し、専用住宅を建てるために転用されようとするものです。

当該農地は、平成29年10月第4回の総会で農地法第5条許可申請の承認を得たところではありますが、許可後、露天駐車場が整備されないままでした。

今回、改めて譲受人が変わり、用途も専用住宅を建てることで変更されました。

譲受人は、現在も同町内にお住まいですが、お子様が成長するにつれ、今お住まいの家が手狭でありますこと。また、近隣のところで生活環境を変えたくないとの意向を満たす当該農地を申請地としたものであります。

計画では、敷地に盛土を行い、隣地境界にはコンクリートブロックが設置

されます。

雨水排水については、自然浸透および敷地西側にあります市道側溝に排水する計画となっております。

周囲は、道路、宅地、田であり、農地所有者からの隣地承諾は得ておられます。

立地基準による判断については、申請地は農業振興地域の白地であり農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で市街化が見込まれることから第2種農地と判断されます。

また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

また、一般基準については、事業にかかる見積書と金融機関からの融資予定証明書の提出があり、事業の目的が果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

また、都市計画法第29条に該当しておりますので同時許可となります。

次に番号3は、譲受人が、専用住宅を建てられるために、譲渡人所有の農地、矢橋町地先の田、3筆 216.53㎡を売買にて取得し転用されようとするものです。

譲受人は、草津市内にお母様と居住しておられますが、結婚による新生活のスタートと、今後の子育て等を考えたとき、環境面から最適な土地であると判断しましたことから当該農地を申請地としたものであります。

計画では、敷地全体に盛土を行い、隣地農地（田）との境界には、明示ブロック工を施します。

雨水排水については、敷地西側にあります市道側溝に排水する計画となっております。

周囲は、道路、田であり、農地所有者からの隣地承諾は得ておられます。

立地基準による判断については、申請地は農業振興地域の白地であり農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で市街化が見込まれることから第2種農地と判断されます。

また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

一般基準については、事業にかかる見積書と住宅ローン証明の提出があり、事業の目的が果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

また、都市計画法第29条に該当しておりますので同時許可となります。

次に番号4は、譲受人が、専用住宅を建てられるために、譲渡人所有の農

地、矢橋町地先の田、2筆 291㎡を売買にて取得し転用されようとするものです。

譲受人は、大津市内にパートナーと居住しておられますが、御出産を控え、今後の子育て等を考えたとき、環境面から最適な土地であると判断しましたことから当該農地を申請地としたものであります。

計画では、敷地全体に盛土を行い、隣地農地（田）との境界には、明示ブロック工を施します。

雨水排水については、敷地西側にあります市道側溝に排水する計画となっております。

周囲は、道路、田であり、農地所有者からの隣地承諾は得ておられます。

立地基準による判断については、申請地は農業振興地域の白地であり農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で市街化が見込まれることから第2種農地と判断されます。

また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

一般基準については、事業にかかる見積書と住宅ローン証明の提出があり、事業の目的が果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

また、都市計画法第29条に該当しておりますので同時許可となります。

次に番号5は、譲受人が、専用住宅を建てられるために、譲渡人所有の農地、矢橋町地先の田、1筆167㎡を売買にて取得し転用されようとするものです。

譲受人は、草津市内のアパートに奥様、お子様の5名で居住しておられますが、子どもが成長するにつれ、現状が手狭であることや、今後の子育て等を考えたとき、環境面から最適な土地であると判断しましたことから当該農地を申請地としたものであります。

計画では、敷地全体に盛土を行い、隣地農地（田）との境界には、明示ブロック工を施します。

雨水排水については、敷地西側にあります市道側溝に排水する計画となっております。

申請地の周囲は、道路、田であり、農地所有者からの隣地承諾は得ておられます。

立地基準による判断については、申請地は農業振興地域の白地であり農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で市街化が見込まれることから第2種農地と判断されます。

また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

一般基準については、事業にかかる見積書と住宅ローン証明の提出があり、事業の目的が果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

また、都市計画法第29条に該当しておりますので同時許可となります。

次に番号6は、譲受人が、専用住宅を建てられるために、譲渡人所有の農地、長束町地先の田、2筆203㎡を売買にて取得し転用されようとするものです。

譲受人は、栗東市内のアパートに奥様とお子様の3名で居住されておられますが、子供が成長するにつれ、現状が手狭であることや、幸いにも御実家の付近である当該農地を確保できたことから申請地としたものであります。

計画では、前面道路に高さを合わせるために20cm程度の切土を行います。

また、敷地北側の水路の強度を確保させるためにL型擁壁を施します。それ以外の隣地境界については、緑地帯を設けます。

雨水排水については、敷地西側にあります市道側溝に排水する計画となっております。

周囲は、道路、水路、田であり、農地所有者からの隣地承諾は得ておられます。

立地基準による判断については、申請地は農業振興地域の白地であり農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で市街化が見込まれることから第2種農地と判断されます。

また、申請地以外に周辺の他の土地で目的が達成できる土地はありません。

一般基準については、事業にかかる見積書と住宅ローン証明の提出があり、事業の目的が果たされると判断されます。

よって本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

また、都市計画法第29条に該当しておりますので同時許可となります。

以上6件、添付書類等確認いたしました。不備等なく考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

番号1番および2番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員お願いします。

●番 1番の青地町の件でございますが、隣地に譲受人の会社が転地してくると  
●● いうことで、そのための駐車場にすると聞きまして現地調査を行いました。

その結果、周辺の農地に対する影響はないと考えました。形がいびつなので少し気にかかりますが、問題ないと思います。

2番も同じく青地町ですが、従前からありました申請案件の延長と考えておりますが、田を順次宅地に変えていく中の一角ということでございまして、残っている周辺の田んぼにつきましても、譲渡人の所有地ということもありまして、特に農地に対する影響はないと現地確認で判断しております。

問題なしということで申し添えました。1番、2番につきましては以上でございます。

会長 番号3番から5番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員お願いします。

●番 3番、4番、5番は一括で説明させていただきます。

●● この土地は7月に保留となった物件の土地でございまして、その土地を順次開発していきたいということで、今回が最初の3件の物件となっております。現地を見に行き確認しましたが、事務局からも説明がありましてとおり、何ら差支えないものと思いますので、審議のほどよろしく申し上げます。

会長 番号6番の案件につきましては、議席番号●番 ●●委員お願いします。

●番 6番の案件につきまして御説明します。

●● 現地を確認しました。現状は畑になっておりました。

譲受人が実家も近いということで、下水道や上水道が入っている路線を探したところ、適地でありましたので、住宅を建てるための売買が成立するということでした。現在、畑になっておりますが、隣地との境界はされており、何ら問題ないと思いますので御審議のほどお願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

●番 3番、4番、5番の件ですが、以前保留になった件が宅地ならOKという  
●● のはどういうことなのでしょうか。

事務局

訂正させていただきます。

先ほど申請があったと言われたのですが、今回建てようとされている敷地の隣（東側）の土地でして、今回の土地には当たりません。被ってはいません。

●番  
●●

被ってはいないのですね。

会長

他にございませんか。

（ 質問・意見なし ）

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております本案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（ 挙手全員 ）

会長

挙手全員であります。

よって、議第5号「農地法第5第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第7 議第6号「農用地利用集積計画（案）【農地中間管理権】の決定につき、議決を求めることについて」を議題とし、農林水産課から議案の朗読と説明を願います。

農林水産課

本日は議第6号「農用地利用集積計画（案）【農地中間管理権】の決定につき、議決を求めることについて」と議第7号「農用地利用配分計画（案）【農地中間管理事業】の決定につき、意見を求めることについて」を議案として挙げさせていただいております。

内容については担当から御説明しますので、御審議いただきますようよろしく願いいたします。

農林水産課

平成30年2月20日公告分、農地中間管理権にかかる農用地利用集積計画（案）および農用地利用配分計画（案）について説明させていただきます。

農地中間管理機構から利用権設定にかかる申し込みが本市にありました。そのことに伴いまして農用地利用集積計画（案）を作成しましたので、農業経営基盤強化促進法に基づきまして農業委員会で御審議いただくものです。

農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画と関連しております、農地中間管理機構が借り受けた農地を耕作者に貸し付けるために機構が作成する計画でありまして、市としては農地中間管理機構から依頼を受け、この配分計画の案を作成することとなっております。

この農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理機構の推進に関する法律に基づき、農業委員会の御意見を求めるものでございます。

計画の概要につきましては、お配りしております農用地利用集積計画【農地中間管理権】平成30年2月20日公告（案）および農用地利用配分計画（案）【農地中間管理事業】を御覧いただきたいと思います。

農用地利用配分計画（案）で、借り受け希望者につきましては、12月4日に農用地利用調整会議におきまして、該当地域の農地利用最適化推進委員の方にも御出席いただきまして、御意見をちょうだいしながら借り受け希望者の素案が決定したものでございます。

今回、中間管理機構を通して農地を貸し付け、借り受けされますのは、全体で田を9筆、畑が2筆、合計11筆です。合計面積18,042㎡でございます。

以上で平成30年2月20日公告 農用地利用集積計画【農地中間管理権】（案）および農用地利用配分計画（案）についての説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

会長 今、利用集積計画と配分計画を一括で説明なさいました。  
何か御意見はございますか。

●番 おそらくこれも出来レースで公募を募る形ではないと思います。

●● 今後、例えば人・農地プランとかそういったことをやっていくにあたり、農家さんの耕作地をまとめたりする時に、これは畑みたいな作り方なので、田んぼを固めるのがやりにくくなると思います。志那の方ではネギの植え付けを手前までやったりしてますけど、そういうことを考えるとどこかに固めてもらった方が良いと思います。バラバラだと今後の人・農地プランが成り立たなくなるような気がしていますので、現在の出来レースみたいな形で、先に借り受けする人が地主さんに話ができてから中間管理機構に行くという順序になっていると思いますが、正規の流れをいつごろから作れるのか。難しいとは思いますが。

農林水産課 おっしゃるように田んぼは田んぼ、畑は畑で固める方が水の関係で一番良いということは重々理解しておるのですが、草津市の場合は利用権の設定で



も農協さんを活用される場合と、農地中間管理機構を活用される場合があります。今後の課題として集積・集約していくというのは大事なので、12月に人・農地プランの意見交換会を実施しまして、その中でも課題としてはあがっていただきましたので、今後の課題ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

●●番           できれば畑地候補というものを作ってもらふと良いと思ひます。  
●●

●●番           この2番、3番、4番の小作料が面白い数字になっているのですが、何か意味があるのですか。かけ直したら切りのいい数字になるのですか。  
●●

農林水産課     今まで個人間でそれぞれ借りられていたのを中間管理機構に移行されたということで、今までの設定金額をそのまま10a当たりの単価を出しました結果、1円単位までになりました。

●●番           先ほどの●●さんの続きですが、10年単位で借りられるから良いのかも  
●●           しれませんが、田んぼに畑のような形で大分土を入れたりして耕作をされる  
           だろうから、田んぼに戻らないかもしれませんが。中間管理機構としては田ん  
           ぼであろうが畑であろうが、農地であれば良いというスタンスなのですか。

●●番           土はまだ入れていないけれど、堆肥はかなり入れているし、水を張るのは  
●●           1年は無理だろうね。

農林水産課     今回の計画で畑の所は、元々同じ内容で個人間の利用権設定がされていた  
           所ですので、そのままの状態で貸し付け方法が移行した内容になります。

農林水産課     10年先のことですので、おそらくこのまま相手も利用するのではないかと  
           思ひます。

●●番           中間管理機構というのは、議案書でも出ていましたが、小作料が高いから  
●●           みんなできないのです。貸す人はもちろん耕作をする気がないし、どれだけ  
           守りをしてくれるか分からないけど、今現在米を作っている人の田を取り上  
           げて、中間管理機構経由で貸したら小作料が高くなります。

          私たちは1反当たり4,000円そこそこしか払っていないので、およそ  
           倍額です。ただでも良いから農地を管理して欲しいという人もいるのに、中  
           間管理機構が相場を上げるとみんな機構に行ってしまう。結局大型農家がみ

んな農地を取り上げられている。問題だと思う。

●番  
●● 私たち水稻農家としましては、農協の受委託も受けていますので、およそ「この金額で」と出してもらっているのですが、水田でなしに畑だと、高い金額を提示しないとやってもらえないので大体高くなる。

●●番  
●● 1件は38000円だけど、水田じゃなくて畑だったら十分利益があがります。貸主の人は野菜をやっている人だと思うのですが、そのへんの相場も分かっていて、こういう高い値段でも十分採算が取れるから良いだろうという考えで貸していると思います。米を作るのだったら、とてもこんな値段では借りられません。

会長 畑地であれば色々考えられるけど、水田で集約されると大型農家さんが困るということですね。

●●番  
●● 我々は田にしろ、畑にしろ、農地を守る立場なので、こんな風にかき回されるのは困る。無制限で農林水産課は許可しているのかは知りませんが。

会長 中間管理機構として方針とか物差しはあるのですか。

農林水産課 農協の場合は、整備田は1反8,000円、未整備田は2000円～4000円といった金額を会議で決定して、それに基づいて采配している所はありますが、中間管理事業の場合はどちらかという受け手、出し手それぞれの意見を尊重している形で金額が決定されていると思います。

●番  
●● 中間管理機構は基準の金額を決めないで、中間管理機構に任せるという形です。私も2筆ほど中間管理機構を通して受けていますが、小さい田を受けて欲しいということで反数に応じて一時金があたります。地権者はただでも良いから田んぼを守って欲しいという話なのに、何故中間管理機構は賃借料を付けようとしているのかと電話で怒ったことがあります。中間管理機構が地権者と賃料を決めるから耕作者は決めてくれるな、という話です。

今の話で、単価がバラバラなのは両方が納得して決めておられるからです。受委託の単価は、農業委員会が何名かの平均で決めていると聞いています。去年の標準額は4,200円くらいで、少し上がっています。

●●番  
●● 4,000円そこらで貸すよりは、みんな中間管理機構を通すようになりますね。ただし、米には4～5年戻りません。

会長 前向きに集約・集積しようとしている中で、惑わされるようにならないように打ち合わせしてもらったらどうでしょうか。

●●番 10年の間に畑を連作障害でできなくなったからということで、契約を更新しなかったら、畑化している所を水田に戻そうと思った時にやっぱり堆肥等を入れて土嵩が上がっていたら水を張ったって畦から溢れたら田んぼにならないので、借りる方はそういうことを考えて借りて欲しい。元の田にして返してくれたら、地域の担い手の方が受ける可能性がありますが、そうでなければ誰も受けません。

会長 今回の農協の方もそうだし、中間管理機構の方もそこまで考えていないと思います。

●番 ブロック会議ではそういう話が乗ってくると思います。  
●● この地区はAさんが作って、この地区はBさんが作るということを将来やっ  
ていこうとすると、今から集約していかないといけないと思います。

会長 各地域で色々な事情があると思いますが、ひとつ協力をお願いします。  
他に意見がないようでしたら、議第6号、議第7号について意見がないということで決定いたしたいと思いますがよろしいですか。

( 異議なし )

会長 では決定ということにさせていただきます。

●●番 農林水産課はこの件について、時々話を聞きに来てもらいますよ。言いつ  
●● ぱなし、聞きっぱなしではいけませんよ。

会長 以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 午後2時35分

草津市農業委員会会議規則第19条

第2項によりここに署名する

平成30年2月13日

会 長 福井 義隆 \_\_\_\_\_

署名委員 中村 繁樹 \_\_\_\_\_

署名委員 堀 裕子 \_\_\_\_\_